

津山市秘書広報室ソーシャルメディア（ＬＩＮＥ）運用指針（公開用）

津山市職員のソーシャルメディアの利用に関するガイドラインに基づき、津山市秘書広報室が運用するLINEの運用指針（以下「運用指針」という。）を次のとおり定めます。

1 運用するソーシャルメディアの種類

LINE

2 アカウント名、URL、アカウント運用者名

- (1) アカウント名 津山市
- (2) LINE ID @tsuyama_city
- (3) アカウント運用者 津山市秘書広報室（広報）

3 投稿の目的

津山市が実施するイベント・行事情報、災害情報など、津山市に関連する情報を適時発信すること。

4 投稿内容

- (1) 津山市が主催、共催などにより実施するイベント、行事、告知など
- (2) 津山市が主催、共催などにより実施したイベント、行事など
- (3) 災害情報などの緊急情報
- (4) その他市政の広報に関する情報など

5 コメントなどへの対応

このアカウントに対するコメントなどに対しては、原則として対応しません。津山市政へのご意見やご提案は、津山市ホームページ「市民の声」をご利用ください。

<https://www.city.tsuyama.lg.jp/life/index2.php?id=5204>

6 個人情報に関する取り扱い

ソーシャルメディアの利用を通じて津山市が提供を受けた個人情報については、津山市個人情報保護条例（平成15年津山市条例第2号）に基づき、適切に取り扱います。

7 運用指針の変更

- (1) 運用指針は、予告なく変更する場合があります。
- (2) 変更後の運用指針は、津山市秘書広報室が別途定める場合を除き、津山市ホームページ上に掲載した時点から効力を生じるものとします。

津山市秘書広報室ソーシャルメディア（LINE）利用規約（公開用）

津山市職員のソーシャルメディアの利用に関するガイドラインに基づき、津山市秘書広報室が運用するソーシャルメディア（LINE）の利用規約（以下「利用規約」という。）を次のとおり定めます。

この利用規約は、津山市が運用するソーシャルメディアサービスを利用するすべての人（以下「利用者」という。）に適用されます。内容を確認し、同意いただいた上でご利用ください。

1 遵守事項

利用者は、次に掲げる行為をしてはならないものとします。利用者による投稿内容について、津山市が、禁止事項に該当すると判断した場合は、利用者に事前に何ら通知することなく、投稿の削除その他の必要な措置をとることができるものとします。

- (1) 津山市、他の利用者または第三者を誹謗中傷する行為
- (2) 公序良俗、法令などに違反し、または違反する恐れのある行為
- (3) 他者になりますなど、虚偽や事実と異なる情報及び正否の確認できない噂などを掲載する行為
- (4) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とした行為（ウェブサイトの紹介などを含む）
- (5) 著作権、商標権、肖像権等の知的財産権を侵害するおそれのある行為
- (6) 他の利用者または第三者に関して、住所・電話番号、メールアドレスなどの個人情報を特定・開示・漏えいするなどの個人のプライバシーを侵害する行為
- (7) 有害なプログラムなどを送信することにより通信機器の機能を妨害する、情報を引き出す、または他者のアクセスを妨害する行為
- (8) 津山市、他の利用者または第三者に不利益を与える行為
- (9) その他津山市が不適当と判断した行為

2 投稿写真などの利用

- (1) このアカウントに掲載する写真、文章など個々の情報に関する知的財産権は、津山市に帰属します。
- (2) このアカウントの投稿のシェアなどは自由です。この場合、1に掲げる事項を遵守してください。

3 免責事項

- (1) 津山市は、掲載情報の正確性、完全性、有用性などを完全に保証するものではありません。
- (2) 津山市は、利用者が掲載情報を利用または、信用したことにより、利用者または第三者が被った損害について、一切の責任を負いません。
- (3) 津山市は、利用者が投稿した内容について一切の責任を負いません。

2020. 6. 9

- (4) 津山市は、利用者間または利用者と第三者間のトラブルによって、利用者または第三者に生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いません。